

平成29年度法務省委託事業 「企業における人権」啓発教材の
企画・制作に関する入札（仕様書）

1. 件名

「企業における人権」啓発教材の企画・制作

2. 目的

平成12年の国連「グローバル・コンパクト」、平成22年のISO26000、平成23年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等、近年、企業と人権に関わる多くの重要な国際的枠組みが策定され、企業が人権に取り組むことの重要性についての認識が高まっている。

一方、企業においては、関心はあるものの業務が多忙で企業自らが人権啓発・研修を実施することはなかなか困難であるといった意見も多く聞かれるところである。

人権擁護委員や法務局職員（以下「人権擁護委員等」という。）は、無償で企業などの人権研修の講師となり、企業に求められている社会的責任や男女共同参画の意義などに触れながら、人権尊重の重要性について講演している。

本事業では、人権擁護委員等が講師となって企業等で実施する人権研修等の際に受講者に配布して使用し、また受講者が持ち帰って学習することができるテキスト、及び講義の際に投影して使用できるプレゼンテーションデータを併せて作成する。

3. 発注内容

(1) 「企業における人権」啓発教材〈テキスト〉の制作

(2) 「企業における人権」啓発教材〈プレゼンテーションデータ〉の制作

※ 上記に係る各要素（企画、構成、取材、原稿作成、デザイン、レイアウト等）についての連絡調整及びこれらに関連する業務一式

4. 利用事例

(1) 人権擁護委員等が企業等において実施する人権研修等のテキストとしての使用

(2) 人権擁護委員等が実施する人権研修等の受講者が、自身が所属する企業等において、従業員等を対象に講義を実施する際のテキストとしての使用

(3) 企業等の人権担当者が、従業員等を対象とした人権研修を実施する際のテキストとしての使用

(4) 公共のライブラリー等への配架

(5) 各種イベント等における配布

5. 訴求対象

企業、公的機関、各種団体などに属する管理者、人事担当者、人権啓発担当者を含む従業員等

6. 内容

(1) テーマ

「企業と人権」を巡る主要なトピック・動向（CSR、国際動向（グローバルコンパクト、ビジネスと人権）など）について簡潔にまとめつつ、具体的な人権課題として企業活動で直面する以下の人権課題を取り上げる。

ア ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及びその他のハラスメントを含む）

イ えせ同和行為

ウ その他企業にとって重要な人権課題（その一つとしてLGBTを中心に取り上げる）

(2) 方向性・観点

ア 本教材により、企業等が人権に取り組む意義について正しく理解できるものとする。

イ 企業等における人権に関する最新の問題点や関心に応え得るものとする。

ウ 管理的立場の人にとどまらず、企業等における全ての立場の人を対象とする内容とする。

エ 人権問題への取組にはリスク管理に留まらない積極的な意義があることをそれぞれの立場において理解できること。

オ 単に知識を一方的に与えるだけでなく、受講者（読者）自身の人権についての気付きを促すような内容とする。

カ 企業をはじめとする各種団体における人権研修等で活用できる内容とする。

キ 政治的中立性に配慮し、特定の政治的主張・政治的立場に偏らないようにすること。

(3) テキスト

ア 研修会等において受講者にテキストとして配布することを考慮し、実際の研修会の内容を意識したものとする。

イ 研修会の受講者が、受講後に本冊子を持ち帰り、読み返すことで研修内容を再確認できるようなものとする。

ウ 研修時間の制限により説明できなかったことについても、受講者が受講後に本冊子を参照することで理解を補うことができるようなものとする。

(4) プレゼンテーション用データ

研修会等において、講師が講義の際に投影し、受講者の理解を助けることができるよう、ビジュアルを活用した内容とする。

(5) 人権啓発ビデオとの連携

平成29年度、当センターにおいて制作予定の「『企業における人権』啓発ビデオ」と連携することで効果的な利用が図れるようにすること。

※「『企業における人権』啓発ビデオ」は、平成29年6月から作成を開始し、平成30年2月頃完成予定。主な調整時期は、現時点では、映像

シナリオ作成時（6月～8月頃）になる見込みであるが、撮影映像等をテキストに使用する場合、その後も随時調整が必要となることに留意すること。

※連携の例（イメージ）は以下のとおり

①テーマ及び方向性・観点の共有

啓発ビデオにおいても、「ア ハラスメント、イ ouse同和行為、ウ その他企業にとって重要な人権課題」をテーマとし、前記6(2)で示した「方向性・観点」を基本的に共有するものとする。

②定義等の一致

映像シナリオの作成時には、用語の定義等、テキストと映像が矛盾しないように留意する。

③テキストと映像の役割

テキストと映像の特徴を踏まえ、それぞれの媒体としての利点を生かした内容とする。

④その他

冊子及び啓発ビデオはそれぞれ単体でも使用できるように作成するが、例えば冊子の最終ページで映像について紹介する等、冊子及び啓発ビデオの相互利用による発展学習を促すような工夫をする。

7. 仕様等

(1) 人権啓発教材〈テキスト〉

体裁：A5判／中綴じ

ページ数：20～24ページ

刷色：全ページ4色

印刷用完全版下データを作成すること（印刷は別途調達する）

(2) 人権啓発教材〈プレゼンテーションデータ〉

パワーポイントデータ（60～90分程度の講義を想定）

オフィス・バージョン2010に対応すること

8. 成果物

(1) 人権啓発教材〈テキスト〉印刷用版下データ及び出力仕様書

(2) 人権啓発教材〈テキスト〉印刷用に使用できる高精度PDFデータ

(3) 人権啓発教材〈テキスト〉ホームページ掲載等に適した閲覧用PDFデータ

(4) 人権啓発教材〈プレゼンテーションデータ（パワーポイント形式）〉

(5) 上記(1)～(4)を格納した適宜のメディア：1セット

9. 納品期限

平成30年2月5日（月）

10. 納品先

公益財団法人人権教育啓発推進センター

(東京都港区芝大門2-10-12KDX芝大門ビル4階)

1 1. 応募概要

(1) 提出書類

ア 企画書

- (ア) 企画意図・趣旨・体制図等
- (イ) 啓発教材〈テキスト〉構成案
- (ウ) 啓発教材〈プレゼンテーションデータ〉構成案
- (エ) 啓発教材〈テキスト〉完成イメージ(デザインイメージ等が分かるよう、表1、表4及び本文数ページ分を作成すること)
- (エ) 啓発教材〈プレゼンテーションデータ〉完成イメージ(デザインイメージ等が分かるよう、表紙を含む数ページ分を作成すること)
- (オ) 制作スケジュール
- (カ) その他補足資料(任意)
- (キ) 応募者の実績等を示す資料

※ A4判で作成し、台紙等に貼り付けない。

※ 6セットを作成し、うち3セットは社名を入れないこと。

イ 入札書(要封緘)

ウ 委任状(書式自由。代表者が入札する場合は不要)

エ 各府省一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書(写し)

(2) 提出期限

ア 企画書

平成29年6月9日(金) 16:00

※ 事前に提出日時を連絡すること。

イ 入札書、ウ 委任状、エ 各府省一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書

平成29年6月16日(金) 13:45

(3) 開札

日時:平成29年6月16日(金) 14:00

場所:公益財団法人人権教育啓発推進センター

(東京都港区芝大門2-10-12KDX芝大門ビル4階)

1 2. その他

- (1) 別添総合評価基準書に基づき落札者を決定する。
- (2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (3) 本入札の参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (4) 本事業の実施に当たっては、当センターによる確認・承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省人権擁護局、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合もある。
- (5) 本事業の実施に当たり、法務省人権擁護局の意向により企画内容の修正を要する場合においては、これに対応すること。なお、当センターが変更

内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。

- (6) 法務省人権擁護局及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。
- (7) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は一切の著作権者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとするほか、権利上の問題が生じないようにすること。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物の複製・配布・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて企画書中に明記すること。
- (9) 原稿作成に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (10) デザイン・レイアウトに当たっては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
- (11) 本教材作成においては、校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはPDFデータを活用し、Eメール等での送受信に対応すること。
- (12) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議して決定する。
- (13) 本事業を実施するに当たって知り得た法務省及び当センターに関する情報については、本件企画以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。また、そのことについて、企画書に明記すること。
- (14) 本事業の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、企画書に明記すること。
- (15) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、企画書等への必要記載事項漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (16) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は受注者の負担とする。また、受注者の責めに帰すべき事由がある場合には、違約金を請求する場合がある。
- (17) 本入札への参加を希望する場合は、その旨を平成29年5月26日（金）までに連絡すること。

1.3. 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：総務・経理グループ総括マネージャー 上杉憲章
- (2) 監督職員：事務局長事務取扱 南朗子

14. 問合せ先・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業第2グループ 齋藤

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

電話 03-5777-1802

Eメール saito@jinken.or.jp

.....
公益財団法人人権教育啓発推進センターツイッター

@Jinken_Center

YouTube人権チャンネル

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

公益財団法人人権教育啓発推進センターホームページ

<http://www.jinken.or.jp/>

(別添)

(参考) 冊子構成例

※下記の各内容は具体的な章や節ではなく、盛り込むべき内容

<総論：企業が人権に取り組む意義>

仕事の環境と働く人々

企業活動が与える影響（企業の社会的責任・CSR）

企業と働く人は人権（啓発・擁護）のアクター

国際動向

人権侵犯事件データ など

<具体例：企業が直面する諸課題>

●ハラスメント

セクハラ

パワハラ

その他マタハラ等

※一言インタビュー／例：企業でハラスメント対策セミナーを実施している講師等

●えせ同和行為

同和問題って？

えせ同和行為

※一言インタビュー／例：えせ同和行為対策に詳しい弁護士等

●その他企業にとって重要な人権課題

LGBTと企業

その他の企業に身近な課題

障害に対する差別、性別による差別、外国人に対する差別 etc.

※一言インタビュー／例：自社のLGBT対策を実施した担当者等

<付>

・同テーマで作成予定のDVDの紹介

・相談窓口紹介

※上記例における「一言インタビュー」は、あくまで企画の例であるが、同テーマで作成予定の映像からの抜粋ではなく、このテキストのために独自に取材することを想定。逆にこのインタビューを映像に使用することもここでは想定していない。